

# 工業用水道事業へのコンセッション方式導入に 向けた取組について

平成29年 1月30日  
経済産業省

# 今後の工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた取組

- 工業用水道事業は、全国に244の事業、151の事業者が存在。既に4施設においてPFI導入事例あり。（いずれも上水道施設との共用。）
- 今般、コンセッション方式を導入する観点から、以下の取組を行う。

## 1. コンセッション方式により民間事業者が実施する際の申請手続の明確化等（施行規則等改正）し、自治体に周知。【今年度中】

○日本再興戦略2016を踏まえ、H28年12月1日に産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会を開催し、以下の主要論点について整理・検討を実施。

- ①公共施設等運営権者（コンセッション方式利用者）の申請手続について
- ②公共施設等運営権の供給規程の認可基準について

○申請手続や認可基準についての明確化を図るべく、施行規則等の改正案について、H28年12月26日からH29年1月24日までパブリックコメントを実施。自治体や民間事業者等からの意見が寄せられたところ、今後、これらの意見を踏まえて検討を行い、今年度内に施行予定。

## 2. 案件形成に向けた導入可能性等調査5件を目標に実施。【今後3年間】

<目標期間> 平成28年度から平成30年度の3か年（可及的速やかに実施）

<対象> 5工業用水道事業体

<内容> コンセッション導入可能性等の検討

## <参考> コンセッション方式に対応した工業用水道事業法施行規則等の改正案

- 工業用水道事業をPFI法に基づく公共施設等運営権（コンセッション方式）により、民間事業者が実施する際、工業用水道事業法の許可の申請主体となるための手続の明確化等を行い、工業用水道事業にコンセッション方式を導入しやすくする環境を整備するための諸規定（施行規則、告示）の改正を行う。（パブリックコメントの意見を踏まえて検討を行い、今年度内に施行予定。）

### ① 施行規則等改正

許可申請の際に、PFI実施契約書の提出を求める一方で、契約書の提出をもって他の提出書類に代えることができるように改正。

### ② 料金算定要領（告示）の改正

民間事業者が工業用水道事業を行う際の費用項目を明確化すべく、総括原価の費用として、法人税等、配当金を追加。